## 【 検査 】

## 670 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型(乳癌)の算定について 《令和7年9月30日》

## 〇 取扱い

単なる傷病名「乳癌」に対するD006-7UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型の算定は、原則として認められない。

## 〇 取扱いを作成した根拠等

D006-7UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型については、厚生労働省通知\*に「UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、インベーダー法又はPCR法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。」と示されている。イリノテカン塩酸塩水和物(イリノテカン塩酸塩点滴静注液 40mg、100mg 等)の添付文書に示されている乳癌に対する「効能又は効果」は、「乳癌(手術不能又は再発)」であり、傷病名が「乳癌」のみではレセプト上において「手術不能又は再発」と判断できない。

以上のことから、「手術不能又は再発」と判断できない乳癌に対するD006 - 7UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型の算定は、原則として認められないと判断した。

(※)診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について